

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日高川町は、水と緑の豊かな自然をはじめ、多様な特性・資源を有する特色あるまちであり、鉄道や高速道路網により大阪圏等広域アクセスにも比較的恵まれ交通立地条件が向上している。

平成 27 年の国勢調査では、本町の総人口は 9,776 人となっており、平成 7 年から平成 12 年にかけて微増がみられたが、それ以降は減少が続いている。年少人口と生産年齢人口はともに減少が続き、高齢化率が高く 3 人に 1 人が高齢者となっており、これが就業者数にも影響を及ぼし、平成 7 年をピークに減少傾向となっている。産業区分別就業者比率の推移をみると、平成 2 年から平成 27 年にかけて第 1 次産業の割合が減少し、第 3 次産業の割合が増加している。

このような状況下、本町でも全国の例にもれず、近年、国際競争の激化や人口減少社会の需要の減少により、町内事業所の大半を占め、域内経済活動の重心である中小企業、とりわけ製造業は厳しい経営状況にある。こうした現状において本町がさらなる発展するためには中小企業の生産性向上による成長が喫緊の課題の一つであり、前述の厳しい経営状況を克服するために老朽化が進む設備を一新し、生産性の高い設備の導入を促進していく必要があることから、労働生産性の向上を図るため本計画を策定する。

(2) 目標

中小企業は本町経済において重い役割を担っており、その成長が雇用創出、若者定住促進ひいては少子高齢化の歯止めに繋がることから、中小企業者の生産性向上を促し、町内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、年 3 件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多種多様な業種における中小企業者の生産性向上の実現を図るため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

日高川町において広範囲に立地する中小企業者の生産性向上の実現を図るため、本計画は町内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

日高川町において多岐に渡る多種多様な業種における中小企業者の生産性向上の実現を図るため、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。